

サテライトオフィスを検討中の事業者の方、
愛知県豊橋市では、設置にかかる費用を幅広く支援します。

令和3年4月
創設



豊橋市サテライトオフィス誘致補助金

補助対象となる事業者

豊橋市に、新たに本社業務の一部を行う事務所(※)を設置する 市内に事業所のない事業者

(※)事務所…調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの

(1) 開設準備に必要な費用を補助します

補助対象事業	開設準備事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物改修費 ○ 通信環境整備費 ○ 備品購入費 (単価2万円以上) <p style="text-align: right;">など</p>
補助率	1 / 2
補助限度額	100万円

- ・事業着手前までに申請が必要です。
- ・交付決定日以降に契約及び購入等したものが補助対象です。
- ・(2)と、併用可能です。

(2) 管理運営に必要な費用を補助します

補助対象事業	管理運営事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃借料 (共益費含む) ○ 光熱水費 ○ 駐車場賃借料 ○ 通信回線料 ○ 事務機器リース料 <p style="text-align: right;">など</p>
補助率	10 / 10
補助限度額	月額15万円・最大6か月

- ・賃貸借契約締結もしくは建物購入後90日以内又は申請日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに申請が必要です。
- ・申請日の翌月1日から起算して6か月経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに支出したものが対象です。
- ・(1)と、併用可能です。

補助対象となるもの（例）

(改修前) → (改修後)



補助対象（例）

(1) 開設準備事業

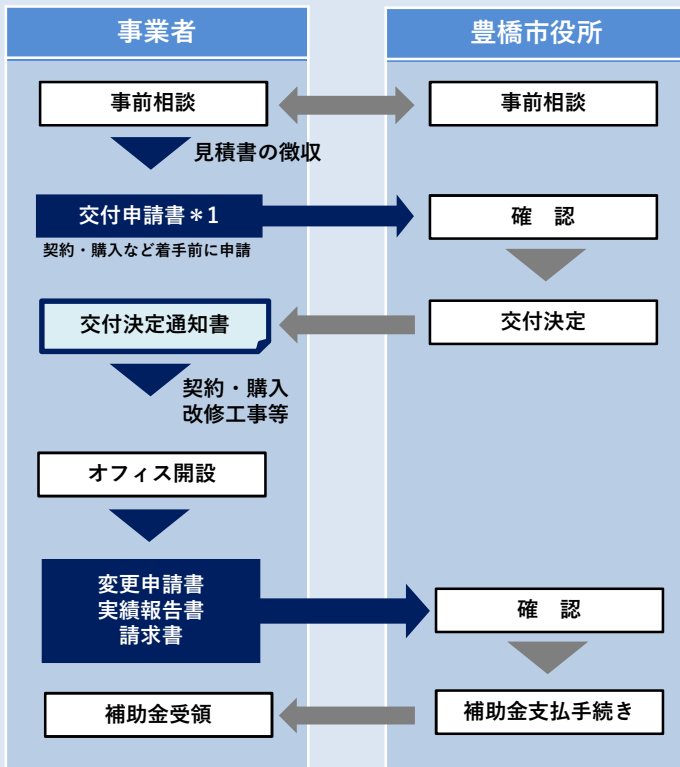
建物改修費  空調整備 壁、床など仕上げ
通信環境整備費  電話・LAN配線
備品購入費(単価2万円以上)  事務机 パソコン

(2) 管理運営事業

賃借料  オフィス家賃
通信回線料  電話 インターネット
事務機器リース料  パソコン プリンター

手続きの流れ

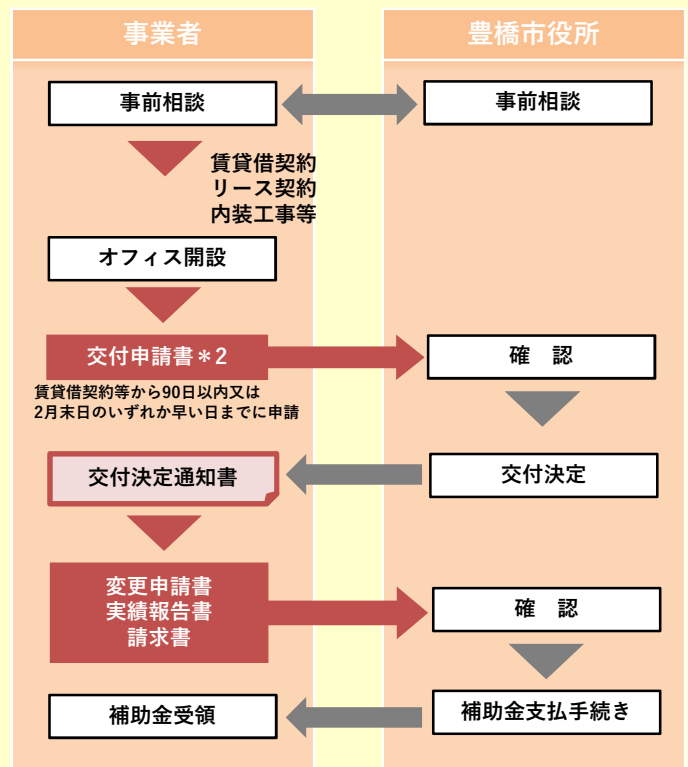
(1) 開設準備事業の流れ



***1 交付申請に必要な書類**

- ・ 交付申請書 (様式)
- ・ 企業概要書 (様式)
- ・ 事業計画書 (様式)
- ・ 履歴事項全部証明書の写し
- ・ 見積書の写し等 (積算根拠がわかるもの)

(2) 管理運営事業の流れ



***2 交付申請に必要な書類**

- ・ 交付申請書 (様式)
- ・ 企業概要書 (様式)
- ・ 事業計画書 (様式)
- ・ 履歴事項全部証明書の写し
- ・ 賃貸借契約書の写し
- ・ 見積書の写し等 (積算根拠がわかるもの)

- 【補助要件】**
- ・ 申請日において、市外に本社があること。
 - ・ 入居開始日以前に、市内に事務所を有していないこと。
 - ・ 交付申請年度内に補助対象経費の支出があること。

- ・ 市内にサテライトオフィスを設置すること。
- ・ 市内で3年以上本社業務等を継続すること。
- ・ 豊橋市の広報活動に協力すること。



豊橋市 産業部 産業政策課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL 0532-51-2640 FAX 0532-55-9090 ✉ sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

2021.4.1作成